

落札者決定基準

工 事 名：（仮称）広陵町東部地区防災コミュニティセンター新築工事（広陵町東部地区農業研修センター建替工事）

工 事 番 号：第67号

工 事 場 所：広陵町大字広瀬 地内

広陵町

建築

■落札者決定基準

分類		評価(審査)項目		評価(審査)内容	評価(審査)基準			配点		
技術提案書（注1）	技術提案に係る項目	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目 (注6)		本工事の対象建築物は鉄骨造であることから、鉄骨建方の精度が以後の仕上げ工事や建物全体の性能に影響を与えるため、鉄骨建方の精度を確保するための具体的な工夫を提案・実施する。ただし、構造及び工法の変更に関する提案を除く。	a.	品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	4点/1提案	Max 4	小計 12点 満点	
					b.	品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	2点/1提案			
					c.	品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない	0点			
		工事目的物の性能・機能の向上に関する項目 (注6)		本工事で施工する杭は、計画位置及び高さへ設置することが重要であることから、杭の施工精度を確保するための具体的な工夫(全ての杭に共通して実施する対策とする。)を提案・実施する。ただし、工法変更や試験・調査に関する提案を除く。	a.	品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	4点/1提案	Max 4		
					b.	品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	2点/1提案			
					c.	品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない	0点			
		社会的要請の対応に関する項目 (注6)		本工事箇所は周囲に田畑が広がる閑静な地域で集落が隣接していることから、施工時における周辺環境への負荷(騒音)を軽減するための具体的な工夫(別紙「提案対策箇所図1」「提案対策箇所図2」に記載する技術提案箇所の解体工事に共通して実施する対策に限る)を提案・実施する。	a.	施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	4点/1提案	Max 4		
					b.	施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	2点/1提案			
					c.	施工管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない	0点			
	企業	企業の施工実績	表彰	過去3年間における国土交通省近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)又は奈良県土木マネジメント部発注の「一般建築工事等」に対する表彰(注2)(注3)	a.	国土交通省近畿地方整備局の表彰 ○下記の局長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ・優良工事等施工者(技術開発)表彰 ・優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・優良工事等施工者(工事環境向上)表彰 ○下記の特別優秀の表彰を受けている ・コンクリート構造物品質コンテストの表彰	0.4点/1表彰	左記得点の合計点 Max 1.0		
					b.	奈良県土木マネジメント部の表彰 ○下記の地域デザイン推進局長表彰を受けている ・奈良県土木マネジメント部優良工事表彰				
					c.	国土交通省近畿地方整備局の表彰 ○下記の事務所長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ○下記の優秀又は入賞の表彰を受けている ・コンクリート構造物品質コンテストの表彰	0.2点/1表彰			
					d.	奈良県土木マネジメント部の表彰 ○下記の県土木マネジメント部の課(室)長・所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県土木マネジメント部優良工事表彰				
					e.	上記a、b、c、dに該当しない	0			
		企業の施工実績等	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得		a.	本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1			
					b.	本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5			
					c.	上記a、bに該当しない	0			
		配置予定技術者の実績の実績(注4)(注8)		過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての施工経験(注2)(注5)(注7)(注9) 同種工事:建築物の新築工事(当該建築工事に係る延べ面積が200㎡以上で、構造が「S造」のものに限る。)	a.	監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、奈良県又は広陵町が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	2			
b.					監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県又は広陵町を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1				
c.					現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1				
d.					上記a、b、cに該当しない	0				
地域精進度		本店の所在地		a.	広陵町に本店がある。	2点				
				b.	奈良県に本店がある。	1点				
				c.	上記a、bに該当しない。	0				
				a.	国、奈良県又は広陵町発注工事で、広陵町内の工事実績がある。	1点				
社会・地域貢献		災害協定の締結	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した建築一式工事の地域内工事の実績(注2)	b.	国又は奈良県の発注工事で、奈良県内(広陵町内を除く。)の工事実績がある。	0.5点				
				c.	上記a、bに該当しない。	0点				
				a.	工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、奈良県又は広陵町と、災害協定を締結していることが確認できる	1				
b.	上記aに該当しない	0								
加算点合計							20点満点			

- (注1) 技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 表彰における過去3年間とは、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに完了・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、一年度あたり一表彰を限度として加点し、配点を越えることはできない。
配置予定技術者の実績における過去15年間とは、平成23年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 一般建築工事等とは、建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」を含むものとする。
- (注4) 「同種工事」の実績要件は、上表において定める「具体的な工種、数量等」によるものとする。なお、監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
- (注5) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注6) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注7) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注8) 複数の配置予定技術者を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。
- (注9) 専任特例1号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第一号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。
専任特例2号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第二号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。